

(参考) 選定後のスケジュールの目安について(老健)

スケジュールの目安※ ¹		事業者	県介護保険課
平成31年10月頃			選定結果通知
平成31年10月末まで	基本計画、実施設計	整備スケジュール提出	
		↓ 整備計画書事前協議	
整備計画書の提出時期※ ²		整備計画書提出	
	工事入札 工事契約 工事着工		
		開設準備経費補助金※ ³ 交付協議・申請	
平成33年2月末まで (開設の2か月前の末日まで)		事業所指定申請(介護保険法)	
	工事竣工		事業所指定
平成33年4月1日	開設		
事業完了後20日以内		補助金実績報告 (開設準備経費補助金)	補助金完了検査
			↓ 補助金支払
平成33年5月末頃			

(参考)その他手続(主なもの)
福祉医療機構融資相談・協議 (機構から融資を受ける場合)
開発行為事前協議 (市街化調整区域の場合) (→市町村担当課、県建築安全推進課)
地元説明(自治会・水利組合) (同意書要、県整備計画書提出時まで)
農地法に係る協議 (該当する場合) (→市町村担当課)
開発許可申請 (該当する場合) (→市町村担当課、県建築安全推進課)
文化財保護法に係る届出 (該当する場合) (→市町村担当課)

※¹ 本スケジュールは、平成33年4月開設のスケジュールの目安を示したものです。個々のケースでは、スケジュールが前後する場合がありますのでご了承ください。

※² 次の①～③のいずれか一番早い時期。

①開発審査会に付議する場合、開発審査会の2ヶ月前まで、②福祉医療機構から融資を受ける場合、工事入札の2ヶ月前まで、③工事契約の2ヶ月前まで。

※³ 施設の開設に必要な経費(開設前6か月間にかかるものに限る)に対する助成

・補助対象経費例示: 職員の人件費(研修期間)、備品の購入経費、広告費等

・H31年度補助単価: 800千円/床